

# 「緊急事態」総合対策から「新たな日常」対策へ

## 「緊急事態」総合対策

## 「新たな日常」対策

### 1 感染症拡大防止 人と人の接触低減

○県民への外出自粛要請  
(特措法第45条第1項)

○県行動指針に基づく感染防止対策の実施  
○「新しい生活様式」(※)の定着  
※「人との距離の確保」、「マスク着用」、「手洗い」  
○これまでにクラスターが発生しているような施設や  
「三つの密」のある場への外出回避

○事業者への休業協力要請  
(特措法第24条第9項)

○県行動指針に基づく感染防止対策の実施  
○事業者への休業協力要請の解除  
○クラスター発生業種(※)、パチンコ店等については、  
県行動指針に沿った感染防止対策の確立を確認できる  
まで、休業協力要請を継続  
※キャバレー、ナイトクラブ等の接待を伴う飲食店、ライブ  
ハウス、カラオケボックス、スポーツジム等

○学校の臨時休業要請  
(特措法第24条第9項)

○県立学校の再開  
(6/1～分散登校、6/15～学校再開)  
・学校再開ガイドラインに基づき段階的に再開

○イベントの中止・延期・  
規模縮小、施設の休館等  
(特措法第24条第9項)

○県行動指針に基づく感染防止対策が整い次第、段階的に  
再開  
○屋内イベントは100人以下かつ収容定員の半分以下の参  
加人数、屋外イベントは200人以下かつ人と人の距離  
を十分に確保  
○全国的かつ大規模なイベントは、リスク対応が伴わな  
い場合は中止又は延期など慎重に対応  
※コロナ追跡システム(仮称)の早期導入

### 2 まん延期に耐えうる医療提供体制の充実・強化

○感染まん延防止に向けた体制の  
強化  
○検査体制の強化  
○病床の確保  
○後方施設の設置  
○患者の受入れ・搬送体制の強化  
○PPEの確保

○医療体制のさらなる整備・充実  
・検査体制の拡大(PCRセンター 1か所→5か所など)  
・後方施設(民間ホテルの借上げ 1か所→各圏域1か所)

### 3 景気経済・生活雇用対策の新設・拡充

○感染拡大防止期における緊急経  
済・雇用対策  
○収束後を見据えた取組みへの支  
援  
○収束後におけるV字回復と更なる  
成長に向けた対策  
○生活支援等

○景気経済・生活雇用対策の拡充  
・「新型コロナウイルス感染症対策に関する経済再生会議」の  
開催  
・次期補正予算の検討